

租税特別措置法等（酒税・たばこ税・印紙税・石油石炭税・航空機燃料税関係）の改正

目	次
一 酒税関係 ……………	371
○ 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の適用期限の延長…	371
二 たばこ税関係 ……………	373
○ 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の適用期限の延長 ……………	373
三 印紙税関係 ……………	374
1 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限の延長 ……………	374
2 約束手形（コマーシャルペーパー）に係る印紙税の税率等の特例措置の廃止 ……………	375
3 都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税措置の創設 ……………	376
4 株式分割等に係る株券等の印紙税の非課税措置の適用期限の延長 ……………	378
四 石油石炭税関係 ……………	379
I 輸入特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の適用期限の延長 ……………	379
II 国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付措置の適用期限の延長 …	379
五 航空機燃料税関係の改正 ……………	380
○ 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限の延長 ……………	380

一 酒税関係

○ 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の適用期限の延長

1 改正前の制度の概要等

輸入される酒類には、関税、酒税及び消費税（地方消費税を含みます。以下同じ。）が通関の時点でそれぞれ課されることが原則ですが、本邦に入国する旅客等が携帯し又は別送して輸入する酒類で免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量の酒類については、通関時における納税手続の簡素化等を図る観点から、関税定率法において関税、酒税及び消費税の率を総合したものを基礎として算出された率が定められ（簡易税率）、これを適用することとされてきました（関税定率

法3の2）。

（注） 上記は関税の簡易税率として適用されるのですが、無論、この簡易税率が適用される場合には酒税及び消費税は課税されないこととされています（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律2の2）。

しかし、この関税の簡易税率は、関税が課される物品に対する関税の特例税率として設けられているものですから、関税が無税のものには適用されないこととされています（関税定率法3の2②一）。

酒類については、蒸留酒等の関税を段階的に引下げ平成14年から無税とするという平成8年のWTO勧告の実施に関連し講じられた措置等に基づきウイスキー、ブランデー、ラム、ジン、ウォツ

カ等の蒸留酒の一部、リキュール等及びビール、発泡酒（以下「ウイスキー等」）については、平成14年4月1日から関税を無税とすることとされたことから、上述した関税の簡易税率が適用できないこととなりました。

しかし、入国者に係る通関事務が円滑に行われることの重要性に変化はないことから、平成14年度改正において、関税の簡易税率の代替措置として、入国者が携帯し又は別送して輸入するウイスキー等については、通関時における納税手続の簡素化等の観点から、酒税及び消費税の率を総合したものを基礎として算出された酒税の税率により課税することとする酒税の特例税率が租税特別措置法に規定されました（措法87の5）。

（注）酒税の税率の特例措置の適用を受けるウイスキー等については、租税特別措置法において、消費税を課さないこととされています（措法86

の3）。

また、本措置の創設に当たり、ウイスキー等に係る関税の無税化の多くが関税暫定措置法の規定により1年間の措置とされていたことから、本措置についても1年間の措置とされ、その後、毎年度の税制改正において、関税暫定措置法上の関税無税化の措置の延長に併せて延長されてきています。

2 対象酒類及び税率

平成14年4月1日から平成17年3月31日までの間に本邦に入国する者がその入国の際に携帯し又は別送して輸入する次の表の酒類の欄に掲げる酒類については、これらの酒類の最近の通関実績等を勘案して酒類ごとに定められた、次の表の税率を適用することとされています（措法87の5）。

酒 類	税 率
一 ビール（関税が無税とされるものに限る。）、発泡酒（関税定率法別表第2203.00号（条約の税率が無税とされるものに限る。）、第2206.00号の二の(二)のBの(a)）	200,000円／kl
二 ウイスキー、ブランデー（それぞれの原酒を除く。）（関税定率法別表第2208.20号の二、第2208.90号の一の(一)のB、第2208.30号（アルコール分が50%以上のもの（21未満の容器入りにしたもの）を除く。）を除く。）	500,000円／kl
三 ラム及びタフィア、ジン及びジュネバヴァ、ウォッカ（関税定率法別表第2208.40号、第2208.50号、第2208.60号）	400,000円／kl
四 リキュール、コーディアル（関税定率法別表第2208.70号）	300,000円／kl

3 適用期限

この特例措置の前提であるウイスキー等に対する関税の無税化のほとんどが関税暫定措置法により1年間の時限措置として規定されていることから、この措置の適用期限も平成17年3月31日までとされています。

4 改正の内容

平成17年3月31日に期限が到来するこの「入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置」の適用期限については、平成17年度の税

制改正においても、ウイスキー等に係る関税を無税とする関税暫定措置法の適用期限の1年延長に併せて、1年延長することが適当であるとされました。

5 適用関係

上記の改正により、入国者が携帯又は別送して輸入するウイスキー等のうち、商業量に達しない数量の範囲内のものについては、酒税法の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間、上記2に記載した酒税の特例税率が適用されることとなります（措法87の5）。

二 たばこ税関係

○ 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の適用期限の延長

1 制度の概要

入国者が携帯して輸入する紙巻たばこについては、免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量については、昭和62年3月末までは、通関時における納税手続きの簡素化等を図る観点から、関税定率法において関税及び内国消費税の税率を総合したものを基礎として算出されていた率が定められ（これは「簡易税率」と言われ、紙巻たばこに係る税率は千本につき5千円とされていました。）、これを適用することとされていたところ（関税定率法3の2）。

（注） 関税の簡易税率は、上述したとおり関税及び内国消費税の税率を総合したものを基礎として算出された税率ですから、この簡易税率の適用を受ける貨物については、内国消費税は課さないこととされています（輪徴法2の2）。

この関税の簡易税率は、関税が課される物品に対する関税の特例税率として設けられているものですから、関税が無税のものには適用されないこととされています（関税定率法3の2②一）。

紙巻たばこについては、昭和61年の日米たばこ協議の合意に基づき紙巻たばこに係る関税が、昭和62年4月から無税とされたことに伴い、関税定率法による簡易税率が適用できなくなりました。

しかし、入国者に係る通関事務が円滑に行われることの重要性に変化はないことから、昭和62年度の税制改正において、関税の簡易税率の代替措置として、入国者が携帯して輸入する紙巻たばこについては、通関時における納税手続の簡素化等を図る観点から、簡易税率と同じ水準（千本につき5千円）で課税することとする「入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ消費税の税率の特例

措置」が昭和63年3月31日までの措置として租税特別措置法に規定されました（措法88の2）。

また、本措置の適用期限は、本措置を創設することの前提となる紙巻たばこに係る関税の無税化が関税暫定措置法の規定により1年間の措置とされていたことから1年間の措置とされました。

その後、毎年、本措置の前提となる関税暫定措置法上の紙巻たばこに係る無税化の措置が延長されてきたことに併せて適用期限が延長されてきたほか、平成元年の消費税の創設、たばこ税の改正（たばこ消費税をたばこ税に、従量・従課併用を従量税への一本化等）を含む抜本改革においても、所要の規定の整備のほか、その税率水準は維持することとされ、平成元年度の税制改正ではその適用対象に別送品が加えられ、平成15年度改正ではたばこ税の税率の引上げに併せて、千本につき6千円に引き上げられるなどの改正が行われてきました。

（注） なお、平成元年の消費税の創設の際に租税特別措置法に、このたばこ税の税率の特例措置の適用を受ける紙巻たばこについては、消費税を課さないとする規定が置かれました（措法86の3）。

2 適用期限

この特例措置の前提である紙巻たばこに対する関税の無税化は関税暫定措置法により1年間の期限措置として規定されていることから、この措置の適用期限も平成17年3月31日までとされています。

3 改正の内容

「入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置」については、紙巻たばこに係る関税の無税化が関税暫定措置法により1年ごとの措置とされているところから、この特例措置の適用期限も関税に併せて改正されてきました。

平成17年3月31日に期限が到来するこの特例措置の適用期限については、平成17年度の税制改正においても、紙巻たばこに係る関税を無税とする関税暫定措置法の適用期限の1年延長に併せて、1年延長することが適当であるとされました。

4 適用関係

上記の改正により、入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこのうち、商業量に達しない数

量の範囲内のものについては、たばこ税法の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間、千本につき6千円、すなわち1本当たり6円のたばこ税の特例税率が適用されることとなります（措法88の2）。

なお、たばこ税の特例税率が適用される紙巻たばこについては、1本当たり6円のたばこ税のほかに、1本当たり50銭のたばこ特別税が課されることとなっています。

三 印紙税関係

1 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限の延長

(1) 改正前の制度の概要

平成9年度の税制改正においては、他の税制上の諸措置（住宅取得促進税制の見直し、登録免許税の特例措置の拡充等）と相まって、住宅・土地取引等の活性化を図るとともに、景気対策にも資するとの観点から、2年間の措置として、住宅・土地取引等に伴って作成される「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」に係る印紙税の税率を軽減する措置が講じ

られました。

また、平成11年度、13年度及び15年度の税制改正では、その適用期限がそれぞれ2年延長されました（措法91）。

この特例措置の内容は、平成9年4月1日から平成17年3月31日までの間に作成される不動産の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書（建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されたものに限ります。）のうち、その契約書に記載された契約金額が1千万円を超えるものについては、その印紙税額を25%から10%軽減するというものです。

契 約 金 額		軽 減 税 率	本則税率	軽減割合
1千万円超	5千万円以下	1万5千円	2万円	25%
5千万円超	1億円以下	4万5千円	6万円	25%
1億円超	5億円以下	8万円	10万円	20%
5億円超	10億円以下	18万円	20万円	10%
10億円超	50億円以下	36万円	40万円	10%
50億円超		54万円	60万円	10%

(注1) 特例措置の創設に当たっては、課税文書間の税率水準の基本的バランスを維持しつつ、できる限り効果的な措置とする観点から、住宅・土地等の取引が多く、かつ、税負担割合の高い階級ほど軽減割合が高くなるよう配慮されてます。

(注2) 「建設業法第2条第1項に規定する建設工事」とは、土木建築に関する工事で同法別表の上欄に掲げるものをいい、具体的には、昭和47年建設省告示第350号（建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容）に定められている建設工事とされています。

(2) 改正の内容

平成17年度税制改正の一環として、平成17年3月31日に期限が到来する「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置」の扱いについて検討が行われました。その結果、住宅・土地取引の現状等に鑑み、取引の活性化等を図る観点から、この特例措置の適用期限を2年延長することが適当であるとされました。

(3) 適用関係

上記の改正により、平成19年3月31日までの間に作成される「不動産の譲渡に関する契約書」又は「請負に関する契約書（建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限り。）」で契約金額が1千万円を超えるものについては、これまでと同様に印紙税額が25%から10%軽減されることとなります（措法91）。

2 約束手形（コマーシャルペーパー）に係る印紙税の税率等の特例措置の廃止

(1) 制度の概要

① いわゆるコマーシャル・ペーパー（以下「CP」といいます。）とは、企業が機関投資家等から無担保で短期の資金調達を行う際に発行する有価証券であり、昭和62年11月に国内CP市場が創設されました。

このCPの法的性格は約束手形とされているため、市場の創設時より、印紙税法別表第1（課税物件表）の第3号文書の約束手形として手形金額に応じた階級定額税率（CPの手形金額は1億円が最低発行単位であるため、その税率は2万円～20万円）が適用されてきました。

② その後、平成2年度の税制改正において、短期金融市場であるCP市場の育成・拡充を図るとの政策的な観点から、CPについては、租税特別措置法において手形金額にかかわらず一通につき5千円の定額税率にする印紙税の特例措置が講じられました。

この特例措置については、平成5年度には労働金庫法等の一部改正に伴う所要の改正が、平成8年度には特例措置の適用要件を拡充する改正が、平成10年度には特例措置の適用対象に直接発行方式によるCPを含める改正が行われ、平成12年度、14年度には特例措置の適用期限がそれぞれ2年延長され、同16年度には1年延長されてきました。

(注) CPについては、平成5年4月1日から証券取引法上の有価証券とされており、次のように規定されています。

○証券取引法第2条第1項（定義）～この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

八 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの

○証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第1条（法第2条第1項第8号の有価証券）～証券取引法第2条第1項第8号に規定する内閣府令で定めるものは、当該法人の委任によりその支払いを行う次に掲げる金融機関が交付した「CP」の文字が印刷された用紙を使用して発行するものとする。

一 銀行

二 信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

三 農林中央金庫及び商工組合中央金庫

四 信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

この特例措置の内容は、平成17年3月31日までの間に作成される印紙税法別表第1第3号に掲げる約束手形（同号の課税標準及び税率の欄1に掲げる手形に該当するものに限り。）のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する

ものに係る印紙税の課税標準及び税率は、同号の規定にかかわらず、一通につき、5千円にするというものです（措法91の2、措令52、措規41・41の2）。

イ その約束手形が事業に必要な資金を調達するために法人が作成するもの（その法人の委任によりその支払いを行う次に掲げる金融機関が交付した「CP」の文字が印刷された用紙を使用して作成するものに限り）であること。

一 銀行

二 信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

三 農林中央金庫及び商工組合中央金庫

四 信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

ロ その約束手形の手形金額が1億円以上であること。

ハ その約束手形が確定日払のもので、その振出しの日から満期までの期間が1年未満であること。

なお、この特例措置は、上記イからハに掲げる要件のいずれにも該当する約束手形の作成を開始することにつき、その約束手形を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長に届け出たもので、かつ、次の表示がされたものに限り適用することとされています。

印紙税軽減税率
につき
税務署届出済

縦21ミリメートル
横23ミリメートル

（注） 特例措置の適用を受けようとする約束手形を作成しようとする者は、その作成場所の名称及び所在地並びに作成を開始しようとする年月日等を記載した届出書を、その約束手形を作成しようとする場所の所在地の所轄税務

署長に提出しなければならないこととされています。

（2） 改正の内容

平成17年度税制改正の一環として、平成17年3月31日に期限が到来する「約束手形に係る印紙税の税率等の特例措置」の扱いについて検討が行われました。その結果、これまで短期金融市場において中核的な役割を担ってきたCPについては、金融市場における電子化の進展に伴い、いわゆる電子CP（法律上の位置づけは手形ではなく短期社債に該当します。）に移行することが見込まれたことから、期限の到来に伴い廃止することとされました。

（3） 適用関係

上記の改正により、平成17年4月1日以後に作成される約束手形のうち、前述した要件のいずれにも該当するもの（いわゆるCP）についても、印紙税法本法の規定の適用を受け、記載金額に応じた税率が課税されることとなります（印法別表1）。

3 都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税措置の創設

（1） 制度創設の背景

従来、能力がありながらも経済的な事情により就学が困難な大学生、高校生等に対する国策としての奨学金事業は、日本育英会が行ってきたところであり、この日本育英会が行う奨学金事業に関しては印紙税法別表第三において日本育英会、日本育英会から委託を受ける者又は学資の貸与を受ける者が作成する消費貸借契約書等が非課税とされてきました。

しかし、日本育英会は平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」の実施の一環として解散することとされるとともに、新たに独立行政法人日本学生支援機構が設立され、また、

日本育英会の主要な業務である奨学金事業については、大学生に対する奨学金事業は同独立行政法人が引き継ぐこととされる一方、高校生等に対する奨学金事業は都道府県に移管することとされ、平成17年度より高校生に対する奨学金事業は都道府県の事務として実施することとされました。

(2) 制度の概要等

上記のような国策としての奨学金事業に係る制度の変更を受け、平成17年度税制改正において印紙税に係る特例の創設の適否について検討が行われ、①日本育英会が行ってきた高校生に対する奨学金事業の都道府県への移管は、都道府県が行う高校生に対する奨学金事業は、教育基本法第3条に基づく都道府県の責務として行うことになること、②これまで日本育英会が行ってきた際には非課税とされていたこととのバランス等を踏まえ、租税特別措置法に「都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税措置」を創設することが適当であるとされました。

(注) 大学生、高校生等に対する奨学金制度は、日本育英会が行ってきたもののほか、地方自治体（都道府県、市町村）が独自に行っているものがあります。この地方自治体が独自に行ってきた奨学金事業に係る消費貸借契約書等は、これまで印紙税に関する特例の対象とはなっておらず、課税とされてきたところですが、上述の国策としての奨学金事業に係る制度改正を受けた今回の「都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税措置」では、都道府県が行う高校生に対する奨学金事業は、都道府県の責務として行うこととなること、日本育英会から移管される高校生等に対する奨学金事業と従前から都道府県が行ってきた高校生等に対する奨学金事業の区分はできないこと等から、従前から都道府県が行ってきた奨学金事業についても高校生等に対し無利息で行うものについては対象とすることとされました。なお、都道府

県が行う大学生に対する奨学金事業及び市町村が行う奨学金事業は、地方自治体の独自の事業であるという位置づけに変更はないことから従前のとおりとされています。

本措置は具体的には都道府県又は民法第34条に基づき設立された一定の法人が、高等学校等の生徒に対して無利息で行う学資としての資金の貸付けに係る消費貸借に関する契約書を非課税とするというものです。

ここでいう民法第34条に基づき設立された一定の法人とは、都道府県から無利息で行う学資としての資金の貸付けに係る事業の費用に充てるための資金の提供を受けている法人で、かつ、資金の提供を受けるにあたり学資としての資金の貸付けの条件が都道府県により定められているもの又は貸付けの条件を都道府県（知事又は教育委員会）が承認しているもので文部科学大臣が指定したものとされています。

(注) 貸付けに係る事業の費用に充てるための資金の提供とは、いわゆる貸付原資を補助金で交付することや貸し付けることのほか、法人が奨学金原資を金融機関から借り入れた場合の支払利息分の給付、貸倒れによる損失補てんなどが該当しますが、単なる事務経費の給付などは該当しません。

また、高等学校等とは、高等学校のほか中等教育学校（後期課程に限ります。）、盲学校（高等部に限られ、聾学校及び養護学校について同じ。）、聾学校及び養護学校並びに専修学校（高等課程に限ります。）とされています。

なお、高等学校等の生徒に対して無利息で行う学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の作成は、高等学校等への入学前並びに卒業後等作成される場合もありますが、これも非課税となる消費貸借契約書に該当します。

(3) 適用関係

上記の非課税措置の創設により、平成17年4月1日以後に作成される都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消

費貸借契約書等に係る印紙が非課税となります。

4 株式分割等に係る株券等の印紙税の非課税措置の適用期限の延長

(1) 改正前の制度の概要

平成5年度の税制改正においては、低迷している株式市場の活性化を図る観点から、株式の投資単位の引下げを促進するため、一定の株式分割等によって作成される株券に対する印紙税を非課税とする特例措置が講じられました（措法91の4）。

平成7年度の税制改正では、株式分割の適用範囲が拡大された上で適用期限が2年延長され、平成9年度、11年度及び13年度の税制改正で、それぞれ適用期限が2年延長され、平成15年度税制改正では、本措置の対象に協同組織金融機関の発行する優先出資の分割によって作成される優先出資証券が加えられた上で適用期限が2年延長されました。

この特例措置の内容は、証券取引所に上場されている株式（協同組織金融機関が発行する優先出資を含む。）又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である法人が平成5年1月1日以後に行われる株式分割に係る取締役会の決議（委員会等設置会社における執行役の決定を含む）か、優先出資にあっては、普通出資者総会の議決）又は一単元の株式の数の変更に係る株主総会の決議又は取締役会の決議（委員会等設置会社における執行役の決定を含む。）に基づき、平成17年3月31日までの間に作成する株券等のうち次に掲げるものについては、印紙税を非課税とするというものです。

- ① 発行済株式又は優先出資の総数の2分の1以上の新株又は新優先出資を発行する株式分割（いわゆる1株を1.5株以上に分割する株式分割）又は優先出資の分割により、株主又は優先出資者の所有株数等に応じて新たに発行する株券又は優先出資証券
- ② 一単元の株式の数を2分の1以下に変更する、いわゆる単元のくくり直し（1,000株を500株以下とする場合等）により、株主から提出された

株券と交換するために新たに発行する株券

- ③ ①の株式分割、優先出資の分割又は②の一単元の株式の数の変更により、新たに1株等又は一単元の株式の数となることに伴い発行される一株の株券等又は一単元の株式の数の株券

なお、この特例措置は、上記の①から③に掲げる株券等に該当することにつき、その株券等を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長に届け出たもので、かつ、その株券等に「印紙税非課税につき〇〇税務署届出済」の表示がされたものに限り適用することとされています。

（参考） 協同組織金融機関とは、会員の相互扶助を目的とした協同組織形態をとる金融機関であり、次に掲げるものです。

- ・ 農林中央金庫
- ・ 商工組合中央金庫
- ・ 信用協同組合、信用協同組合連合会
- ・ 信用金庫、信用金庫連合会
- ・ 労働金庫、労働金庫連合会
- ・ 農業協同組合

（注） 信用金庫法により全国を地区とする信用金庫連合会の名称は、信金中央金庫とされています。

(2) 改正の内容

平成17年度税制改正の一環として、平成17年3月31日に期限が到来する「株式分割等に係る株券等の印紙税の非課税措置」の扱いについての検討が行われました。その結果、その適用期限については、引き続き株式分割等による投資単位の引下げを促進し、長期的・安定的な株式投資を行う個人投資家の幅広い参加を通じて株式市場の活性化を図る観点から、この非課税措置の適用期限を2年延長することが適当であるとされました。

(3) 適用関係

上記の改正により、平成19年3月31日までの間に行われる株式分割等より作成される株券等については、これまでと同様に印紙税は非課税とされます。

四 石油石炭税関係

Ⅰ 輸入特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の適用期限の延長

1 改正前の制度の概要

(1) 制度の趣旨

平成15年度税制改正において、石炭が石油石炭税の課税対象に追加されましたが、輸入石炭のうち、鉄鋼の製造に使用する石炭、コークスの製造に使用する石炭及びセメントの製造に使用する石炭（以下「特定石炭」といいます。）については、

- ① 製品の製造用原料として石炭の使用が不可欠であること、
- ② 石炭に代替するものが事実上存在しないこと、
- ③ 製品価格に占める石炭の費用割合が高く、石炭の価格上昇が製品価格に与える影響が大きいこと、

などから、国民経済等への影響に配慮し、石油石炭税が免除されることとなりました。

(2) 制度の概要

特定石炭を保税地域から引き取ろうとする場合において、平成15年10月1日から平成17年3月31日までの間に、その引き取ろうとする者がその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けてその特定石炭を引き取るときは、その引取りに係る石油石炭税を免除することとされています（措法90の4の2①）。

なお、免税の申請は、その引き取ろうとする石炭が特定石炭に該当するものである旨の経済産業大臣の証明書を添えて行うこととされています（措令48の7①）。

2 改正の内容

「輸入特定石炭に係る石油石炭税の免税措置」については、平成17年3月31日までの措置とされていましたが、この適用期限の到来に伴い2年延

長することとされ、平成19年3月31日までの措置とされました（措法90の4の2①）。

Ⅱ 国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付措置の適用期限の延長

1 改正前の制度の概要

(1) 制度の趣旨

今後の石油製品の動向についてみると、軽油、灯油、A重油といった中間留分の需要が特に運輸用を中心に堅調に増加していく一方で、発電用燃料として用いられるC重油に対する需要は、原子力発電の拡充などにより減少していくものと考えられています。

技術的な側面から見ると、中間留分は他のエネルギー源で代替することが難しいのに対して、C重油は石炭、天然ガス等の石油代替エネルギーに容易に代替可能であり、また、C重油やC重油の前段階の残さ油を蒸留すると中間留分を抽出することができるという関係にあります。

したがって、今後石油製品の原料となる原油の需給が逼迫することが予想される中で、中間留分の安定的な供給を図るためには、中間留分の輸入の確保を図るとともに、国内の石油精製においては、C重油等からの中間留分の生産を促進する必要があります。

中間留分を生産するためにC重油等を蒸留する際には、副産物として石油アスファルト等が生産されますが、これらの国産石油アスファルト等は原油段階で石油石炭税負担を負っているのに対し、輸入アスファルト等は石油税創設（昭和53年度）当初から課税対象外とされてきたため、本措置の創設（平成9年度）以前は、国産石油アスファルト等が輸入石油アスファルト等よりも競争上不利となっていました。

本措置は、上述のような石油を巡る状況等に鑑み、国産石油アスファルト等と輸入石油アスファ

ルト等の税負担での競争条件を一致させることにより、国産石油アスファルト等が適切に消化されていくための流通環境の整備を図り、C重油等の蒸留による中間留分の生産を促進し、石油の効率的な利用に資するため、平成9年度税制改正において創設されたものです。

(2) 制度の概要

石油石炭税課税済みの原油又は輸入石油製品を原料として国内において製造された石油アスファルト等（関税率法別表第2713・20号に掲げられている石油アスファルト及び同表第2713・11号又は第2713・12号に掲げられている石油コークスをいいます。）を、その製造した製造場（石油アスファルト等を製造することにつきその製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた製造場に限られます。）から移出（他の石油コークスの製造場への石油アスファルトの移出は原則として除かれます。）し、又はその製造場内において燃料として消費した場合には、その移出され又は消費された石油アスファルト等の数量に応じ、1キロリットル当たり2,040円として計算した石油石炭税相当額を、その石油アスファルト等を製造した者に還付することとされています（措法90の6の2、措令50の2）。

（注1） 石油アスファルト等の原料として課税済原料（原油や石油調製品など）以外のもの（例

えば、輸入石油アスファルトなど）を用いた場合には、移出又は消費された石油アスファルト等の数量に、その製造に使用された原料の合計数量に占める課税済原料の割合を乗じた数量を基礎として計算することとされています（措令50の2⑦）。

（注2） 石油アスファルト等は、ガソリン等と異なり、重量で取引されることが多いという事情に配慮し、重量で計算されている場合には、次の換算率を用いて重量から容量に換算することとされています（措令50の2⑧）。

石油コークス：石油コークスの重量1.37キログラムにつき1リットル

石油アスファルト：石油アスファルトの重量1.03キログラムにつき1リットル

なお、還付の申請は、石油アスファルト等を製造場から移出し、又は消費した後1年以内に、製造場の所在地の所轄税務署長に対して行うこととされています（措令50の2④）。

2 改正の内容

「国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付措置」については、平成17年3月31日までの措置とされていましたが、この適用期限の到来に伴い2年延長することとされ、平成19年3月31日までの措置とされました（措法90の6の2）。

五 航空機燃料税関係の改正

○ 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限の延長

1 改正前の制度の概要

(1) 制度の趣旨

規制緩和推進3か年計画（平成10年3月31日閣議決定）において、国内航空運送事業に係る需要調整規制について、運輸政策審議会の答申に基づ

き、生活路線の維持方策等の環境整備方策を確立した上で廃止することとされ、平成12年2月1日から、需給調整規制の廃止等を柱とする改正航空法が施行されました。

こうした状況の中、離島路線については、他の路線に比べて需要が限られており、コスト面でも割高なため不採算となっている路線が多く、これまでは航空会社の経理の中で、他の採算路線で得られる収益による内部補助によって支えられてきた面があると言われており、需給調整規制の廃止

により、採算路線における競争が激化し、収益環境が悪化する可能性があることから、市場原理のみにゆだねた場合、離島路線における旅客輸送の確保が困難となるケースも想定されます。

離島については、本土との地理的な隔絶性等の特殊事情があり、離島住民の生活の安定を図る上で、航空交通の安定的な確保についても政策上の配慮が求められていること等に鑑み、本措置は、離島路線のうち離島住民の生活の安定を図るため特に必要なものについて、航空機燃料税の税率の特例措置を講ずるものとして、平成11年度税制改正において創設されたものです。

（2）制度の概要

特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率については、1キロリットル当たり19,500円とすることとされています（措法90の9①）。

具体的には、次の通りです。

① 適用対象路線

本特例措置の適用路線となる「特定離島路線」とは、離島（その地域の全部又は一部が離島振興法の規定により指定された離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法に規定された奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法に規定された離島をいいます。）と本邦の地域との路線のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして定める路線とされており（措法90の9①）、具体的にはそれぞれの離島について、次に掲げる路線として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定することとされています（措令50の4①）。

（注）平成17年3月31日現在、52路線が指定されています。

イ 当該離島と当該離島の属する都道府県の都道府県庁又は支庁（当該離島がその所轄区域内にある支庁に限ります。）の所在地との間の交通の用に供される路線

ロ 当該離島と都道府県庁所在地その他の経済

上又は文化上特に重要な都市との間の交通の用に供される路線であって、旅客の利用状況等からみて旅客の運送の確保を図ることが当該離島の住民の生活の安定に資するために特に必要と認められる路線（イの路線及び当該離島と東京国際空港、大阪国際空港又は関西国際空港との間の路線を除きます。）

ハ 当該離島と東京国際空港、大阪国際空港又は関西国際空港のうち一との間の路線（イの路線を除きます。）

② 適用対象航空機

本特例の適用対象となる「特定離島路線航空機」とは、特定離島路線を航行する航空機（有償の国内運送の用に供されていない外国往来機は除かれます。）で、航空法の規定による航空運送事業者が行う旅客運送用のものとされています（措法90の9①）。

また、次のような場合も特定離島路線航空機に含まれることとされ、本特例措置の対象とされています。

イ 特定離島路線における航行のために特定離島路線の使用飛行場である飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、離陸時の飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸した航空機（措法90の9①）

ロ イの航空機又はその代替機で、イの着陸した飛行場と離陸時の飛行計画において最初の着陸地とした飛行場又は当初離陸した飛行場との間を航行する航空機（新たな旅客等の運送の用に供されないものに限られます。）（措令50の4②一）

ハ 特定離島路線における航行のために特定離島路線の使用飛行場である飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、飛行場に着陸することができなかった航空機（不時着など）（措令50の4②二）

ニ ロ、ハに掲げる航空機に類するもので財務省令で定めるもの（措令50の4②三）

③ 適用税率

特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、1キロリットル当たり19,500円とすることとされています（措法90の9①）。

④ 航空機の転用時に機体内に現存する航空機燃料の取扱い

航空機が特定離島路線航空機とそれ以外の航空機との間で転用されるときに、その航空機に航空機燃料が現存する場合については、次のように、当該航空機燃料について取卸しと積み込みが同時に行われたものとみなすことにより、当該航空機燃料が消費される路線に応じた負担の調整を行うこととされています。

イ 特定離島路線航空機が一般国内航空機（沖縄路線航空機及び特定離島路線航空機以外の航空機をいいます。）となる時に、その航空機に本特例措置に係る軽減税率の適用を受けた航空機燃料が現存する場合には、当該現存する航空機燃料が取卸しをされたものとみなし、かつ、本則税率の適用を受ける航空機燃料が積み込まれたものとみなす（措法90の9②）。

ロ 特定離島路線航空機が沖縄路線航空機となる時に、その航空機に本特例措置に係る軽減税率の適用を受けた航空機燃料が現存する場合には、当該現存する航空機燃料が取卸しをされたものとみなし、かつ、沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の適用を受ける航空機燃料が積み込まれたものとみなす（措法90の9③）。

ハ 一般航空機が特定離島路線航空機となる時

に、その航空機に本特例措置に係る軽減税率の適用を受けた航空機燃料が現存する場合には、当該現存する航空機燃料が取卸しをされたものとみなし、かつ、本特例措置に係る軽減税率の適用を受ける航空機燃料が積み込まれたものとみなす（措法90の9④）。

ニ 沖縄路線航空機が特定離島路線航空機となる時に、その航空機に沖縄路線航空機又は沖縄特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の適用を受けた航空機燃料が現存する場合には、当該現存する航空機燃料が取卸しをされたものとみなし、かつ、本特例措置に係る軽減税率の適用を受ける航空機燃料が積み込まれたものとみなす（措法90の9⑤）。

（注） 航空機に積み込まれた航空機燃料の取卸しをした場合には、翌年以降に提出期限の到来する申告書において、その航空機燃料の積み込みにより納付された、又は納付されるべき航空機燃料税相当額を控除することとされています（航空機燃料税法12）ので、イ～ニにより現存する航空機燃料について取卸しと積み込みが同時に行われたとみなすことにより、負担の調整が図られることになります。

2 改正の内容

「特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置」については、平成17年3月31日までの措置とされていましたが、この適用期限の到来に伴い2年延長することとされ、平成19年3月31日までの措置とされました（措法90の9）。